


平成 23 年 6 月 15 日


監 査 報 告 書

国立大学法人筑波大学

学 長 山 田 信 博 殿

国立大学法人筑波大学

監事 合志陽 

監事 山下勝 

国立大学法人法第 11 条第 4 項及び同法第 35 条が準用する独立行政法人通則法第 38 条第 2 項の規定に基づき、国立大学法人筑波大学の平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの平成 22 事業年度の財務諸表、事業報告書及び決算報告書について、監査を実施しました。その結果について、以下のとおり報告します。

1 監査方法の概要

役員会その他重要な会議に出席するほか、重要な決裁書類等を閲覧し、さらに、理事等から業務処理の状況を聴取するとともに、資料の提出を求め、業務の状況を把握しました。

また、会計監査人から報告及び説明を受け、財務諸表及び決算報告書について検討を加えました。

2 監査の結果

- (1) 財務諸表及び決算報告書は適正であることを認めます。
- (2) 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 役員の仕事の遂行に関し、法令に違反する重大な事実は認められません。